

江東区の学校選択制度（概要）

1. 学校選択制度とは

江東区では、区立小・中学校に入学する場合、通学区域制度により住所地で入学する学校（以下、「指定校」という）が決められています。

学校選択制度は、小・中学校に入学する際の1回のみ、指定校以外の学校を希望により選択できる制度です。

学校選択の対象者は

平成24年度に小・中学校に入学予定の区内在住の方で、提出期限までに「学校選択希望票」を提出できる方が対象となります。（注：期限経過後の提出は受け付けできません。）

選択できる学校の範囲は

小学校 原則として徒歩で通学できる学校から希望することができます。

学校選択制度において徒歩通学とは、「児童（新1年生）が徒歩で30分以内で通学できること」とし、これを満たさない場合は、学校選択希望票の受け付けはできません。

（参考）距離の目安：大人は30分間で2km程度

中学校 区内全域から選択することができます。

ただし、入学できるのは、それぞれの学校の受け入れ可能な人数の範囲となりますので、指定校以外の学校を選択したとしても、必ず入学できるとは限りません。

各学校の受け入れ可能な人数は

各学校の受け入れ可能な人数は、施設の状況や過去の入学者数、今後の児童・生徒数の見込み等を考慮して決めた、通学区域内外あわせた上限の人数です。

各学校の受け入れ可能な人数から通学区域内の入学予定者数を差し引いた人数が、「通学区域外受け入れ予定人数」となります。

「通学区域外受け入れ予定人数」は、通学区域内入学予定者の今後の転出入者や学校選択による他校希望者の決定状況などにより変動するため、必ず受け入れられる人数ではなく、あくまで目安となります。

なお、マンション急増による収容対策等のため、通学区域外からの希望者を受入れることができない学校については、次の ・ に該当する方に限り入学することができます。

いずれの場合も該当する方は必要事項を記入のうえ、**学校選択希望票を必ずご提出ください。**

希望校に兄弟が在学し、平成24年度も引き続き在学する場合。

平成24年4月以降の在学中に希望校の通学区域内への転居が確実な場合。

売買契約書の写しなど転居を証明できる書類を学校選択希望票提出期限まで

（11月10日（木）に必ずご提出ください＜注：提出期限後の受け付けはできません＞。）

2. 基準学級数について

学校選択に係る基準学級数は、今後の転出入等の状況により変動する可能性がありますので、ご留意願います。

学校選択終了時に基準学級数に学級編制上の上限児童数を乗じた人数を、通学区域内入学予定者数が上回った場合には、通学区域内の児童の収容対策を行うため学級数を増やす場合があります。

これは、通学区域内のお子さまを全員指定校で受入れるためです。

ただし、入学までに転出、私立学校入学などの減要因があり、基準学級数内に収まる見込みがある場合などは除きます。

教育委員会としましては、基準学級数の範囲内で児童の入学を図れるものと考えておりますが、ご不明な点などがありましたら、お問い合わせください。

3. 通学区域外受入れ予定人数について

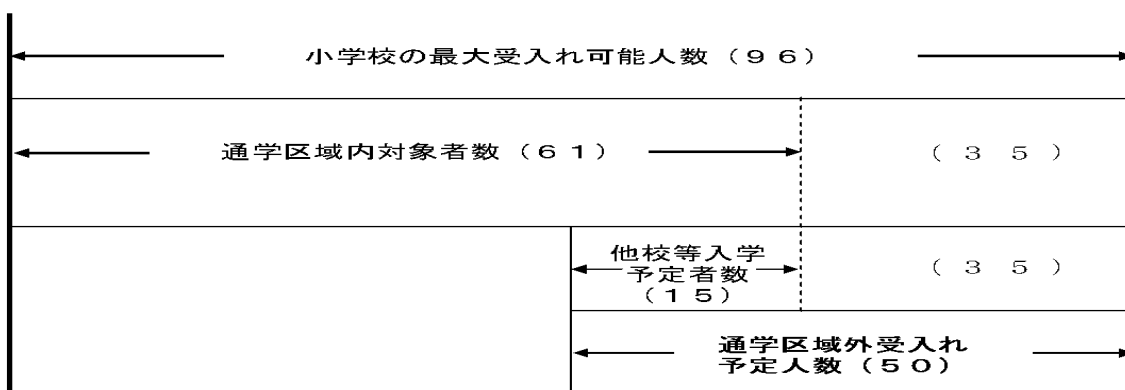
各学校の受入れ可能な人数は、施設の状況や過去の入学者数、今後の児童数の見込み等を考慮して決めた通学区域内外あわせた上限の人数です。

各学校の受入れ可能な人数から通学区域内の入学予定者数を差し引いた人数が、「通学区域外受入れ予定人数」となります。

「通学区域外受入れ予定人数」は、通学区域内入学予定者の今後の転出入者や学校選択による他校希望者の決定状況などにより変動するため、必ず受入れられる人数ではなく、あくまで目安となります。通学区域内入学予定者数が上回った場合には、通学区域内の児童の収容対策を行うため学級数を増やす場合があります。

これにより、通学区域外予定人数が大幅に増えることもあります。

<イメージ図（例：基準学級数が3学級の場合）>



学校選択の流れとスケジュール

9月1日(木)
学校選択希望票送付

11月10日(木)
学校選択希望票提出期限
通学区域の指定校に入学する場合は提出する必要はありません。(P.4)

11月17日(木)
一次結果の公表
江東区ホームページ 各小・中学校に掲示します。(P.4)

11月18日(金)
~11月25日(金)
希望校の変更期間
(土・日、祝日除く) (P.5)

12月6日(火)
二次結果の公表
江東区ホームページ、各小・中学校に掲示します。
抽選対象の方には個別に抽選実施通知を送付します。(P.5)

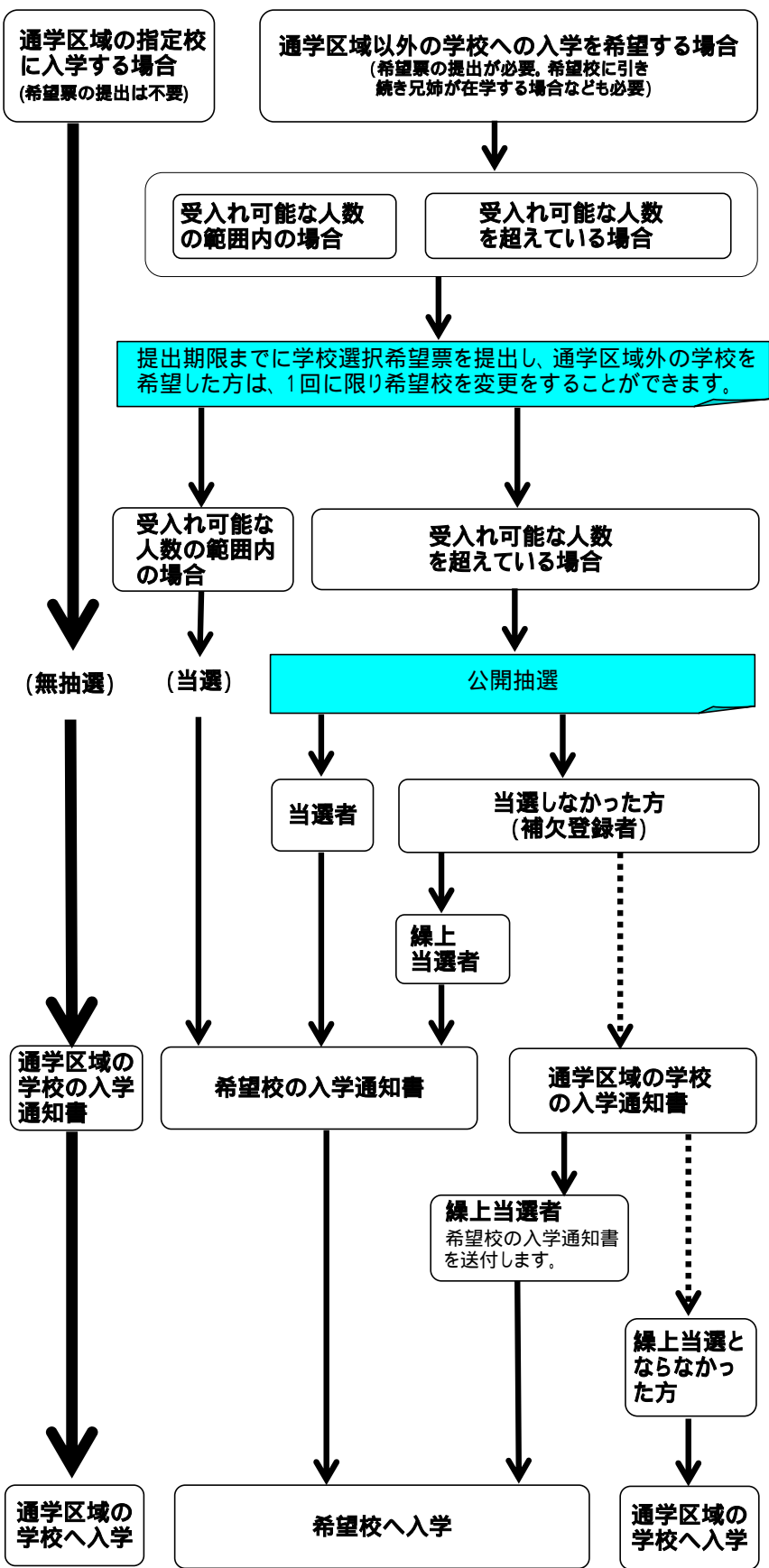
12月14日(水) <予定>
公開抽選
抽選結果は各小・中学校に掲示します。対象の方には個別に結果通知を送付します。(P.6)

1月下旬
入学通知書送付 (P.6)

2月17日(金)
補欠登録期限
2月17日までの変動要因を反映して最終繰上げを行います。繰上当選とならなかった方には補欠期間終了通知を送付します。(P.8)

2月23日頃
補欠登録期間終了に伴う終了通知送付 (P.8)

4月
入学式



学校選択の流れとスケジュール

学校選択希望票の提出

学校選択希望票はガイドの巻末に綴じこんでいます。

< 提出期限 11月10日(木) 必着 >

指定校以外の学校への入学を希望する場合は、「学校選択希望票」の入学希望校欄に希望校をご記入のうえ、同封の専用封筒に入れて郵送してください。

指定校に入学する場合は、「学校選択希望票」を提出する必要はありません。

ただし、**転居予定**や**私立学校等への受験予定**がある場合は、学校選択希望票に必要事項をご記入のうえ、同封の専用封筒に入れて郵送してください。

(入学希望校欄には指定校をご記入ください。)

上記以外の場合(指定校以外の学校を希望する場合)は「学校選択希望票」に入学を希望する学校名や私立学校等の受験予定の有無等の必要事項をご記入のうえ、同封の専用封筒に入れて郵送してください。

- 学校選択するにあたっては -

学校選択希望の変更期間後は、希望校変更することができません。

ご本人を含めご家族でよく相談し、慎重に選択してください。

また、指定校への入学を希望し、学校選択希望票を提出しなかった方は学校選択希望の変更はできませんのでご注意ください。

希望校の補欠者となり、最終繰上げの結果、繰上当選とならなかった場合は、通学区域の指定校の入学予定者となります。

希望校に当選した場合、通学区域の指定校に戻ることはできません。

兄姉が指定校以外に通学し、弟妹も同じ学校への入学を希望する際も学校選択希望票を必ずご提出ください。

心身に何らかの障害があり、学校生活に不安のある方はP.9の担当までご相談ください。

区立学校には教員の人事異動があります。部活動等を選択理由とされる方はご家族でよくご相談のうえ、慎重に学校を選択してください。

自転車通学は禁止です。卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。

各学校の「学校公開」「ホームページ」をご覧ください、ご家族でよくご相談のうえ、慎重に学校を選択してください。

一次結果の公表

11月17日(木) 区ホームページおよび各小・中学校に掲示

学校選択希望票の提出期限後、各学校の希望状況を公表します。

学校選択希望の変更期間

11月10日(木)の提出期限までに「学校選択希望票」を提出し、指定校以外の学校を希望された方については、学校選択希望の変更期間中、1回に限り希望校を変更することができます。変更期間後は変更できませんのでご注意ください。

また、指定校への入学を希望し、学校選択希望票を提出しなかった方は学校選択希望の変更はできませんのでご注意ください。

ご本人を含めご家族でよく相談し、慎重に学校を選択してください。

希望校の補欠者となり、最終繰上げの結果、繰上当選とならなかった場合は、指定校の入学予定者となります。

希望校に当選した場合は、指定校に戻ることはできません。

【受付期間】11月18日(金)から11月25日(金)まで(土・日、祝日を除く)

【受付時間】午前9時から午後5時まで

【受付場所】江東区教育委員会事務局 学務課 学事係(区役所6階2番窓口)

郵送や電話での受け付けはできません。

変更状況のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

二次結果の公表

12月6日(火) 区ホームページ及び各小・中学校に掲示

学校選択希望の変更期間後、各学校の希望状況を公表します。

希望校が受入れ可能な人数の範囲内であった場合は希望校への「入学予定者」として取り扱います。以後、指定校に戻ることはできません。

希望校が受入れ可能な人数を超えた場合は公開抽選により入学予定者および補欠順位を決定します。

希望校が受入れ可能な人数を超えた場合は

希望者が各学校の受入れ可能な人数を超えた場合は、公開抽選により入学予定者を決定します。抽選の対象となった方には個別に通知を送付します。

ただし、通学区域内(指定校)の方は無抽選となります。

抽選日前日までに受入れ可能人数が発生しなかった場合は、補欠順位を決定する抽選となります(抽選日当日の当選者は出ません)。

抽選日及び抽選会場（予定）

抽 選 日：<小学校> 12月14日（水） / <中学校> 12月15日（木）

抽選会場：江東区役所7階 73・74会議室

抽選対象校の数によって、抽選日が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

抽選時間は学校により異なりますので、個別通知をご覧ください。

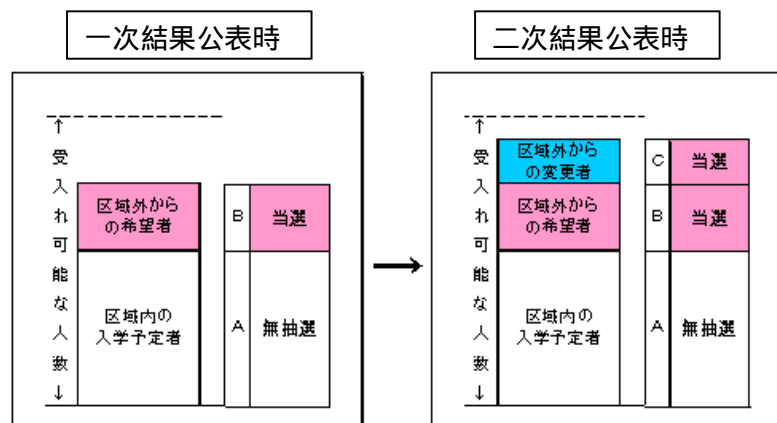
抽選会場の会場時間は午前9時となります。

抽選の対象者および当選者

当選した場合は、希望校を「入学指定校」として1月下旬に「入学通知書」を送付します。
一次結果公表時と二次結果公表時とで希望状況に変動があった場合は、次のとおり取り扱い
います。

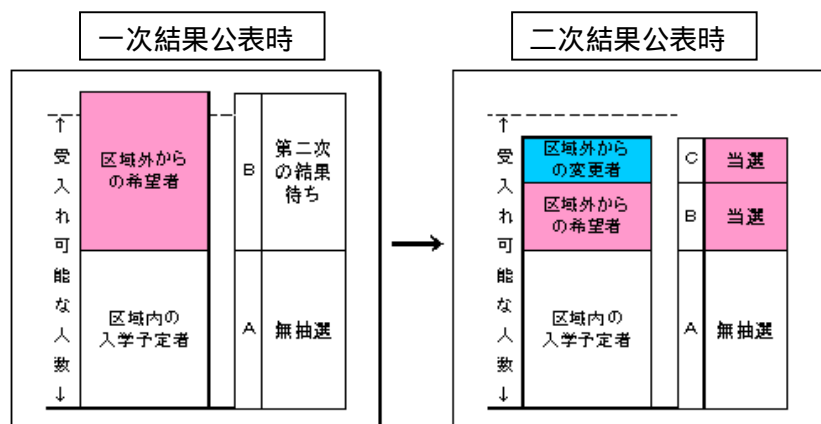
一次結果公表時に受入れ可能人数内であった通学区域外からの選択希望者は、
学校選択希望の変更期間に変更しなかった場合、全員当選とします。

<イメージ図>



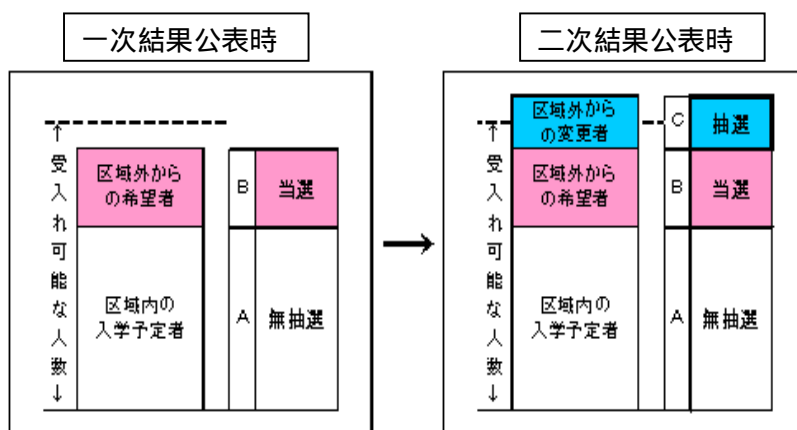
一次結果公表時に受入れ可能人数を超過していたが、二次結果公表時に受入れ可能人数の範囲内に収まった場合は、**二次結果公表時における通学区域外からの希望者全員を当選とします。**

<イメージ図>



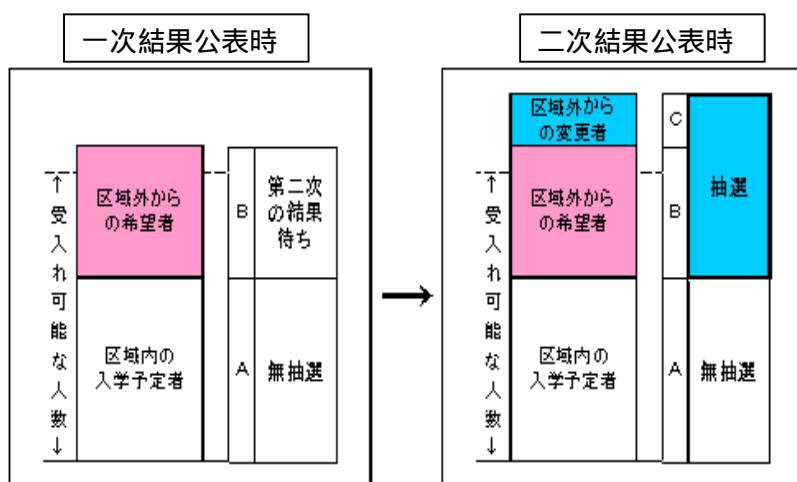
一次結果公表時に受入れ可能人数内であったが、二次結果公表時に受入れ可能人数を超過した場合は、学校選択希望の変更期間に変更した通学区域外からの希望者だけを抽選の対象者とします。

<イメージ図>



一次結果公表時および二次結果公表時いずれにおいても受入れ可能人数を超過した場合は、二次結果公表時における通学区域外からの希望者全員を抽選の対象者とします。

<イメージ図>



抽選の特例

次の ・ ・ ・ に該当する方は、「学校選択希望票」のそれぞれ該当する欄に**記入があった場合のみ**、特例を適用します。

双子など新1年生同士の兄弟姉妹の場合は、申請により1組として取り扱います。
希望校に兄姉が在学し、平成24年度も引き続き在学する場合は、無抽選とします。
平成24年4月以降の在学中に希望校の通学区域内への転居が確実な場合は、無抽選とします。

売買契約書の写しなど転居を証明できる書類を学校選択希望票提出期限まで
(11月10日(木)に必ずご提出ください<注：提出期限後の受付はできません。>。)

抽選の結果、当選とならなかった場合は

抽選で当選とならなかった場合は、全員「補欠」として順位をつけて登録します。

1月初旬までに繰上がらなかった場合は、学校教育法施行令により送付時点での指定校を「入学指定校」として1月下旬に「入学通知書」を送付します。

入学予定者の転出、私立学校入学等により希望校の受入れ可能な人数に空きが生じた場合には、補欠順位に従って繰上げを行い、希望校を「入学指定校」として改めて「入学通知書」を送付します。

補欠登録の繰上げ期限 2月17日(金)まで

補欠登録の繰上げ期限を2月17日(金)までとし、この日までの変動要因を反映して最終繰上げを行います。

補欠登録期間終了に伴う通知 2月23日頃

2月17日当日までの補欠者全員に結果通知を発送しますので、必ずご確認ください。最終繰上げの結果、繰上当選された方へは、1月に送付しました入学通知書に替えて、希望校の「入学通知書」を送付いたします。

繰上当選とならなかった場合は、「補欠期間終了通知」を送付いたします。この場合は、1月下旬に送付しました入学通知書に記載されている「入学指定校」への入学予定者となりますので、大切に保管しておいてください。

繰上当選された方は、指定校に戻ることはできません。

繰上当選とならなかった方は、指定校の入学予定者となります。

生活実態調査の実施

学校選択制度の公正な運用のため居住実態等に疑義が生じた場合などは、必要に応じて住民登録地等への生活実態調査を行います。

その他

私立学校等への入学が決定した方は、速やかに学務課学事係に「入学許可書(承諾書)」をご提出ください。抽選で補欠になった方が繰上当選を待っています。

希望校に当選する以前に学校選択の辞退届を学務課学事係窓口で提出した場合(郵送不可)に限り、指定校の入学予定者として取り扱います。

学校選択希望票における個人情報、学校選択および学級編制の目的のみに使用します。

なお、学級編制の処理を円滑に行うため学校選択希望の状況等につきましては、指定校・希望校へ情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

就学時健康診断について

学務課 給食保健係 TEL : 3 6 4 7 - 9 1 7 7

就学時健康診断は学校保健安全法に基づく健康診断です。同封の「就学時健康診断通知書」に記載されている日時・学校で忘れずに受診してください。

- ・学校選択制度で通学区域外の学校を希望する場合も、健康診断は指定の学校で受診してください。
- ・指定された日にどうしても都合がつかない場合は、指定の学校へ連絡し、別の学校を紹介してもらうなど相談してください。
(希望校が別にあるという理由だけでは変更はできません。)
- ・当日は以下のものをご持参ください。
就学時健康診断通知書
上ばき と 下足を入れるビニール袋 (お子様と保護者用)
筆記用具
- ・当日は脱ぎ着しやすい服装でおいでください。
- ・当日は車・自転車での来校はご遠慮ください。

心身に何らかの障害があり、学校生活に不安のある方は

学校支援課 特別支援教育担当 TEL : 3 6 4 7 - 9 1 7 5

心身に何らかの障害があり、学校生活に不安のある方は、担当までご相談ください。

江東区の小学校には、次の特別支援学級が設置されています。

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 知的障害学級 (固定学級) | 平久小、東陽小、元加賀小、東川小、豊洲小、
有明小 (平成 2 4 年 4 月開級予定)、枝川小、
香取小、第二大島小、第五砂町小、小名木川小 |
| (2) 情緒障害等学級 (通級学級) | 東川小、豊洲北小、南砂小 |
| (3) 難聴学級 (通級学級) | 南陽小 |
| (4) 言語障害学級 (通級学級) | 南陽小 |

固定学級への就学は、学校選択の対象とはなりません。

固定学級への就学を希望する場合は、就学相談等の際に意向を確認し、各学校の対応可能な範囲で調整しますが、必ずしも意向どおりとなるものではありません。

学校選択希望票には就学相談等の結果、通常学級への就学が決定した場合にどの学校への入学を希望するか学校名をご記入ください。

通級学級への就学は、在籍している学校から通級学級設置校に通う(通級する)ことを言います。通級先では、在籍校との連携を取りながら、その児童の状況や課題に応じて指導を行います。

その他

学校選択制度のための学校情報は

学校を選択する際の参考としていただくため、学校情報を提供します。

(1) 江東区立小学校ガイド2011

江東区立小学校全般の情報を掲載しています。(江東区内にお住まいの平成24年度新小学校1年生となるお子様がいらっしゃるご家庭へ郵送しております。)

(2) 学校公開

学校の様子を直接ご覧いただけるよう学校公開を実施します。日程は学校ごとに異なります。「江東区ホームページ > 学校教育 > 学校公開」よりご確認ください。

(3) 学校ホームページ

各学校で独自のホームページを公開しています。

「江東区ホームページ > 施設案内 > 教育関連施設 > 区立小学校一覧」からご覧いただけます。

引越しの予定がある方は

江東区内で転居する場合

- 学校選択希望票の提出後に区内で転居した場合は、選択希望票に記入された希望校が優先されます。
- 学校選択希望票の提出時に転居先が決まっている場合は、転居先を考慮のうえ選択してください。
- 学校選択希望票を提出しなかった場合は、転居後の通学区域の指定校になります。
- 転居後も転居前の指定校に入学を希望する場合は、選択希望票に希望校および転居の予定を記入してください。

江東区外へ転出する場合

- 入学前に江東区外へ転出した場合は当選・補欠に関わらず、選択希望は無効になります。 転出先の住所地の学校に入学することになりますので、転出先の教育委員会にお問い合わせください。
- 江東区外への転出の予定がある方は、学務課学事係までご連絡をお願いします。

私立学校等の受験予定がある方は

- 私立学校等の受験のご予定がある方は、「学校選択希望票」の該当欄にご記入をお願いいたします。記入により不利益になることはありません。
- 私立学校等の入学が決まりましたら、「入学許可書」等の提出をお願いいたします。

区外の公立小学校へ区域外就学する方は

区域外就学を希望する自治体より区域外就学の協議書が江東区教育委員会へ届きましたら、江東区立小学校への入学予定者ではなく、選択希望は無効となりますのでご注意ください。

- ご協力をお願い -

江東区立小学校に入学しない場合は、必ずお知らせください。

江東区外への引越しが決まった方や、私立学校等に入学が決定し、江東区立小学校に入学しない方は、速やかに学務課学事係までご連絡ください。

抽選で補欠になった方が繰上当選を待っています。

学級編制を円滑に行うためにも、ご協力をお願いします。

<担当> 江東区教育委員会事務局 学務課 学事係
TEL : 3 6 4 7 - 9 1 7 4 (直通)